

都市計画 マスター プラン

ニュース レター

第8号
2000年3月30日発行

都市計画マスタープランの策定作業状況と、
都市マスと関係の深い事項のお知らせです。

前回実施した「都市計画マスタープラン勉強会 その2」から1年が経過しました。当初のスケジュールからは遅れ気味ですが、都市計画マスタープラン（都市マス）の策定作業は現在も進行中です。今回は、都市マスの策定作業状況と、第4次札幌市長期総合計画の策定、都市計画法改正等の都市マスと関係の深い事項の状況をお知らせします。

○都市マスは今こんな段階にあります

前回勉強会以降の作業状況

前回の勉強会（その2）から1年が経過しました。その間、平成11年7月には地方分権一括法が成立し、国と地方自治体の役割分担が変更されるなど地方分権への流れが進んでいます。また、都市計画法については抜本的改正へむけた検討が進められています。さらに、札幌市では、平成11年12月に第4次札幌市長期総合計画を決定しました。

都市マスは、これらの社会的・経済的状況の変化や札幌市内部の議論、今までに市民のみなさんにいただいた意見を十分に意識しながら、都市マスの具体的内容を検討してきました。現在は、交通、緑などの法定都市計画を扱う部局と協力しながら、主に都市計画課内部での検討を続けています。

都市マスの形

それでは、都市マスの形を簡単にご紹介します。

目次構成は、勉強会（その2）時点の「都市マスの構成案（目次案）」と同じです。以下のような4章構成を考えています。

第1章 都市マスのねらいと位置付け

第2章 都市空間形成の基本方針

第3章 各空間構成要素の方針

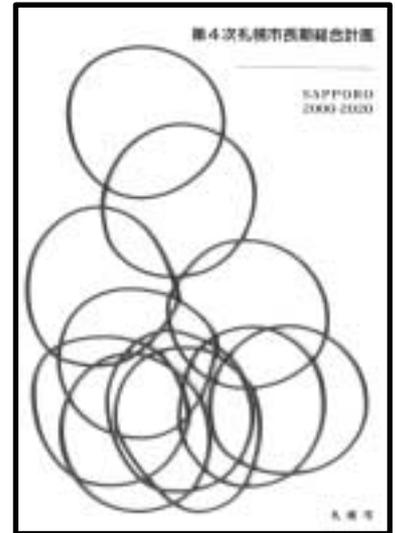
第4章 施策をすすめるにあたって

前回勉強会（ニュースレター
7号参照）でお知らせしました

土地利用、緑、交通など

都市計画を進める「仕組み」

現在は、第3章と第4章を中心に、内容の検討を続けています。また、内容の検討と並行して、わかりやすい都市マスとなるよう、表現方法などの検討もしています。



札幌市第4次長期総合計画



第4次札幌市長期総合計画が決定

長期総合計画(長総)は、札幌市が目指すべき将来の姿を描いた、札幌市の全ての施策の基本となる重要な計画であり、都市マスの上位計画となるものです。

平成8年にこの見直しに着手し、検討が進められてきましたが、去る平成11年12月「第4次札幌市長期総合計画」として決定されました。

なお、この新しい長総は、平成12年4月からスタートし、目標年次は平成32年です。

第4次札幌市長期総合計画の柱

市民・企業・行政が相互の信頼感に支えられたパートナーシップ型のまちづくりを展開することで、札幌の魅力と活力を高めていくことを大きな柱としています。

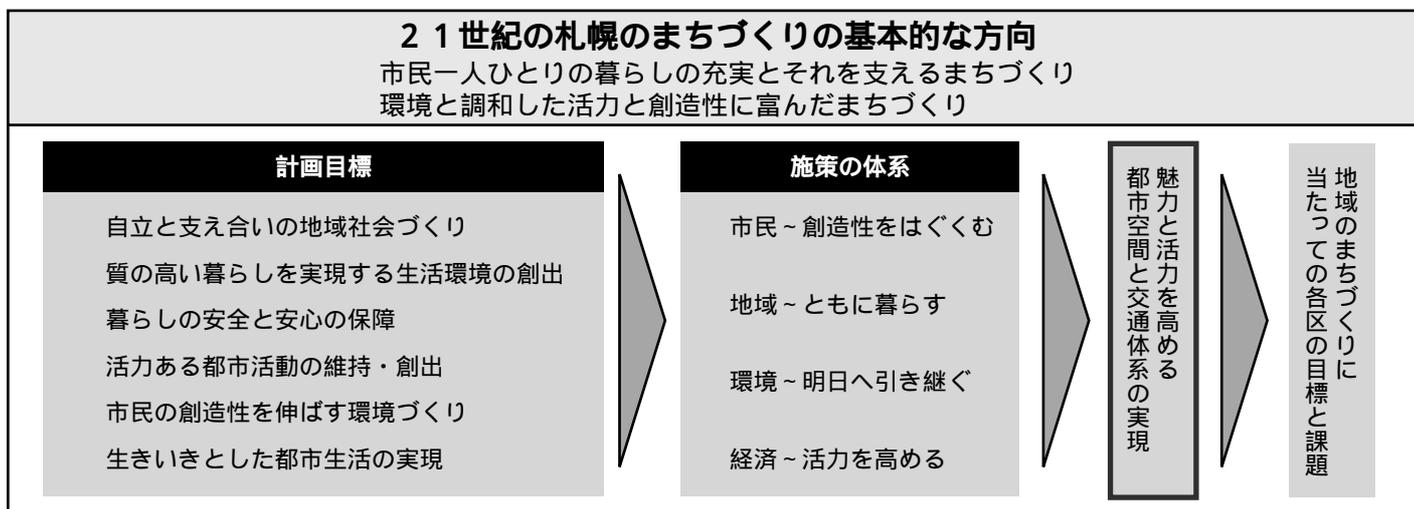


計画の構成

計画の構成は下図のとおりです。

2つのまちづくりの基本的な方向を示し、6つの計画目標を設定。これに向けて施策の体系を、「市民」「地域」「環境」「経済」の4つの節で整理するとともに、魅力と活力を高める都市空間と交通体系について整理しています。

また、今回の長総では、さらに各区ごとにまちづくりの目標と課題を整理していることが特徴の1つです。



魅力と活力を高める都市空間と交通体系の実現

都市マスと特に関係が深いのがこの章です。都市マスは、ここで整理された内容を踏まえ、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

長総では、都市づくりに関わる基本目標を次のように設定しています。

都市づくりにかかわる基本的な目標

外延的拡大の抑制を基調としたコンパクトな市街地に、札幌の魅力と活力を高めることを先導するさまざまな拠点を効果的に配置し、それぞれの機能向上を図る。

ゆたかな都市生活の場の創出と都市個性の伸長に向け、市街地内外における魅力的なオープンスペースのネットワークの形成など、人間のための空間の充実を図る。

さまざまな拠点の機能向上を支えることに加え、快適さや分かりやすさ、歩行者空間の創出などにも配慮した交通体系を確立する。

これらの目標は、札幌の都市基盤は、さまざまな都市活動を支える水準にほぼ達しており、これからの都市づくりは、札幌が持つ資源や既存の市街地、都市基盤施設を再生、活用しながら、きめ細かな取り組みを積み重ねていくことが重要になるという認識のもとに設定されたものです。「魅力と活力の向上」「人間のための空間の充実」「快適さや分かりやすさ」を強調しているのが大きな特徴といえます。

都市計画法の見直しに向けた動き

地方分権

地方分権を進める一環として、平成11年7月地方分権一括法が成立しました。これにより、さまざまな分野の法律475本の改正が行われました。都市計画法も改正されており、その一部を紹介します。

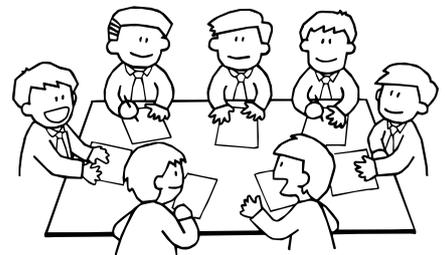
権限委譲

札幌市に定められる都市計画の決定権者は、その種類・規模によって、北海道と札幌市に分かれています。これまで北海道が決定していた都市計画の多くを、札幌市が決定するようになる都市計画法の改正がされました。新たに札幌市決定となるものとしては、用途地域、風致地区、国道以外の4車線以上の道路、50haを超える土地区画整理事業、3haを超える市街地再開発事業などがあげられます。この改正は、平成12年4月から施行されます。



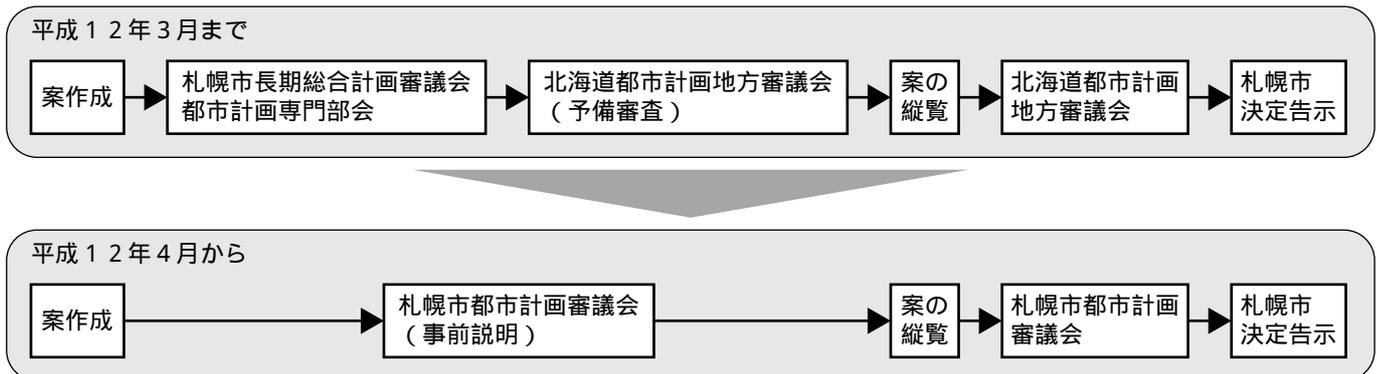
都市計画審議会

都市計画審議会は、都市計画を決定しようとする際の都市計画決定権者の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する組織です。上記権限委譲に関連し、都道府県に加え、政令指定都市でも法定の都市計画審議会を必ず設置することとなりました。札幌市では、今までの「札幌市長期総合計画審議会都市計画専門部会」に替え、平成12年4月から法定の「札幌市都市計画審議会」を設置します。これまで、札幌市が決定する都市計画も北海道都市計画地方審議会で審議されていましたが、今後は札幌市都市計画審議会で審議されます。



都市マスは、具体的な都市計画ではありませんが、今後の都市計画の「基本的な方針」となることから、札幌市都市計画審議会に諮る予定です。

都市計画の決定・変更の手続き（札幌市決定の場合）



都市計画制度の見直し

以上のような地方分権の動きの一方で、国においては、都市計画制度の見直しに向けた検討が進められています。

現行の都市計画法が制定されて30年あまりが経過した今、都市をとりまく状況の変化をうけ、これからの都市づくりを支える基本的な制度として機能するために、必要な見直しを行おうというものです。

これについては、「都市計画中央審議会」が建設大臣の諮問を受け検討を続けてきたところですが、先日、その第二次答申がなされ、見直しの方向性が示されました。

まず、これからの都市計画を考える上での重要な認識として、「都市化社会」から「都市型社会」への移行という点を強く指摘しています。急速な都市化を支えるための新市街地の形成を中心とする都市づくりが目標であった時代から、安定・成熟した都市型社会を支えるため既成市街地の整備を中心に都市のあり方を変えていくべき時代を迎えるという認識です。さらに、その中では、地方公共団体、なかでも市町村が、その地域特性に応じて取り組みを進めることが重要であり、それを支えるために必要な制度の見直し、再構成を行うべきであるとしています。

この認識を受けた制度見直しの方向性は、「現行制度の課題」として指摘されています。具体的な内容は右の6項目からなるものですが、都市計画の決定時における行政の説明責任の向上についてもふれるなど、都市計画のシステム、手続きといった面からも改善の必要性を述べています。

なお、現在はこの答申を受けて具体的な法案の検討がすすめられており、今後、必要な手続きを経て都市計画法の改正が行われることとなります。

詳しくは、建設省まちづくり（都市局）のホームページで見ることができます。

<http://www.moc.go.jp/city/index.html>

都市計画中央審議会第二次答申の概要

・都市計画制度の見直しの背景

1. 現行都市計画法の制定後30年を経過し、少子高齢化、モータリゼーションの進展等、都市をめぐる社会経済環境は大きく変化。
～「安定・成熟した都市型社会」の到来～
2. 地方公共団体が主体となって、地域特性に応じた都市の整備と環境の保全に取り組み得るよう、都市計画制度を見直し、再構成する必要。

・現行都市計画制度の課題

1. 目指すべき都市像の明確化
2. 都市計画の根幹をなす線引き制度及びそれを支える開発許可制度の都市型社会に対応した見直し
3. 既成市街地の土地の有効高度利用
4. 自然的環境や景観の保全・創出など質の高い都市環境の確保
5. 都市計画区域外における開発行為及び建築行為の増加への対応
6. 都市計画決定における透明性及び地域の実情に応じた柔軟性の確保

今後の予定

素案ができた段階で、市民の皆さんへ公表し、意見もうかがいます。都市マスの策定にあたっては、市民の皆さんへの情報提供をはじめとした多様な機会を設けていきます。案の公表段階でも、いろいろな効果的な機会を工夫する予定です。

公表の時期と方法は、「広報さっぽろ」やニュースレター紙上にて後日お知らせします。

今のところ、公表の方法は以下のようなことを考えています。

素案：都市計画課、市政情報センターのほか、区役所でも配布予定
ニュースレター：都市マス関連情報を併せて掲載
説明会：直接皆さんへ説明・意見交換をする場を設定
インターネット：パンフレットとニュースレターの内容をインターネットホームページにも掲載

このような方法で案を公表し、必要な修正を行った後、都市マスを決定・公表します。

都市計画課ホームページもご覧ください。都市マスのほか、都市計画に関する情報を掲載しており、内容は順次更新していく予定です。

<http://www.city.sapporo.jp/CityPlanning/>

ご意見募集:都市計画マスタープランについてのご意見などは、郵送かファクスで下記までお寄せください。
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市企画調整局計画部都市計画課土地利用係
電話 011-211-2506 ファクス 011-218-5113

メイリングリストへの登録は現在でも受け付けています!

このレターは、登録者へは直接郵送しています。まだ登録されていない方は、どうぞご登録ください。
詳細:パンフレット「21世紀の魅力ある街づくりをめざして。」